（参考様式）

特定事業所加算における従業者の総数のうち介護福祉士等の占める割合の算定

前年度用

事業所名	

報酬区分	特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算(Ⅱ)

※ いずれかを○で囲む

事業所の常勤職員が勤務すべき1週間の時間数（最低32時間）		時間

※ 32時間未満の事業所にあっては、32時間と入力のこと。

| 従業者職 | 従業者氏名 | 従業者資格 | 常勤・非常勤の別 | サービス提供時間数 | | |

（参考様式）

算定例１

特定事業所加算における従業者の総数のうち介護福祉士等の占める割合の算定

前年度用

事業所名	◎◎訪問介護事業所

報酬区分	特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）

※ いずれかを○で囲む

事業所の常勤職員が勤務すべき1週間の時間数（最低32時間）	40

時間

※ 32時間未満の事業所にあっては、32時間

運営規程、就業規則等で定めた事業所の常勤職員が勤務すべき1週間の勤務時間数を入力する

1月平均を算定する（11ヶ月で除する。3月分は実績にカウントしない）
なお、年度途中の採用者に関しては、当該従業者が勤務した期間月数で除すこと

サービス提供時間数

従業者職	従業者氏名	従業者資格	常勤・非常勤の別	1月目（4月）			2月目（5月）			3月目（6月）			4月目（7月）			5月目（8月）			6月目（9月）			7月目（10月）			8月目（11月）			9月目（12月）									実績合計			1月平均の勤務時間			各サービス別の常勤換算時間数		
				居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動
サービス提供責任者（介護員兼）	A	介護福祉士	常勤	12	20	20	8	26	18	10	26	17	9	23	14	12	28	18	11	30	10	7	22	15	13	32	13	18	25	15	12	20	13	13	23	9	125	275	162	11	25	15	0.2	0.6	0.3
訪問介護員	B	介護福祉士	常勤	29	15		40	18		40	18		32	12		30	20		29	18		24	20		27	20		28	21		27	21		30	18		336	201		31	18		0.7	0.4	
訪問介護員	C	障害者ヘルパー1級	常勤	35			45			47			48			45			47			48			47			49			52			56			519			47			1.1		
訪問介護員	D	居宅介護従事者養成研修1級	常勤	23			21			18			21			12			18			18			16			15			16			17			195			18			0.4		
訪問介護員	E	訪問介護員養成研修1級	非常勤	18												18			18			15			13			12			18			15			154			14			0.3		
訪問介護員	F	訪問介護員養成研修2級	非常勤	12												19			18			19			23			20			18			17			190			17			0.4		
訪問介護員	G	障害者ヘルパー2級	非常勤	13												12			17			12			18			15			13			19			161			15			0.3		
訪問介護員	H	障害者ヘルパー2級	非常勤	9			10			18			12			8			12			11			9			8			12			11			120			11			0.2		
訪問介護員	I	障害者ヘルパー2級	非常勤	7			6			5			6			7			3			6			4			8			9			6			67			6			0.1		
訪問介護員	J	障害者ヘルパー2級	非常勤	9			15			9			8			12			4			8																		9			0.2		
訪問介護員	K	訪問介護員養成研修2級	非常勤																						8			9			12			15			44			11			0.2		
				167	35	20													48	18	17				82	46	15	189	41	13	199	41	9	1,976	476	162	190	43	15	4.1	1	0.3

※ 障害福祉サービ… 居宅介護を、「重… す。なお、介護保険の訪問介護時間は含まないこと。
※ 修課程修了、居宅…
※2 「常勤・非常勤の別」には、常勤職員（1週間の勤務時間を勤務する職員）と非常勤職員の別を記載のこと

常勤・非常勤の別を記載する。なお、常勤とは常勤職員が勤務すべき1週間の時間を満たす職員を指す。

11ヶ月で割っている

勤務期間が4月～10月の7ヶ月なので、7で割っている。

勤務期間が11月～2月の4ヶ月なので、4で割っている。（3月分はカウントしないので注意）

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護の従業者の職・氏名を全て記載すること

従業者の資格を明記。なお、1人の従業者で複数の資格を有する場合では、介護福祉士を優先記載すること。
なお、介護保険の訪問看護員養成研修1級課程についても、居宅介護従事者養成研修1級課程と同一の扱いとなる。

介護福祉士の資格を有するのは、A、Bの2名である

介護福祉士、介護職員基礎研修課程、居宅介護従事者養成研修1級修了者は、A、B、C、D、Eの5名である

常勤職員は、A、B、C、Dの4名である。

1月平均の勤務時間では、11ヶ月分（3月分の実績は除く）の平均の数値となるが、年度途中に採用となった者の場合は、当該年度の勤務月数で平均を算定することとなる（計算式を任意で変えること）

	居宅介護	重度訪問	行動援護
職員の常勤換算人数	4.1	1	0.3
介護福祉士の常勤換算人数	0.9	1	0.3
割合	22%	100%	100%

A、Bの居宅介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.2＋0.7＝0.9）

A、Bの重度訪問介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.6＋0.4＝1.0）

Aの行動援護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.3）

「介護福祉士の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

介護福祉士の割合は30%以上を満たすこと

満たさない

職員の常勤換算人数	4.1	1	0.3
資格者の常勤換算人数	2.7	1	0.3
割合	66%	100%	100%

A～Eの居宅介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.2＋0.7＋1.1＋0.4＋0.3＝2.7）

A、Bの重度訪問介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.6＋0.4＝1.0）

Aの行動援護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.3）

「職員の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

介護福祉士等の資格者の割合は50%以上を満たすこと

満たす

③ 指定居… サービス提… 3チ… 従…

サービス提供時間	1,976	476	162
うち常勤職員のサービス提供時間数	1,175	476	162
割合	59%	100%	100%

A～Dの居宅介護の常勤換算上のサービス提供時間数を入れる（125+336+519+195=1,…）

A、Bの重度訪問介護の常勤換算上のサービス提供時間数を入れる（275+201=476時間）

Aの行動援護の常勤換算上のサービス提供時間数を入れる（162時間）

「職員の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

常勤職員の提供時間数が40%以上を満たすこと

満たす

① 従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合
② 従業者の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程を修了した者及び居宅介護従事者養成研修1級を修了した者の占める割合
③ 指定居宅介護等のサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供の占める割合

のいずれかの要件を満たした場合に、加算要件を満たすものである。

この場合は、①では重度訪問介護、行動援護では加算要件を満たし、居宅介護は要件を満たさないものの、②又は③において要件を満たしたので、居宅介護、重度訪問介護、行動援護ともに加算の要件を満たすことに

※1 … 方法によ… ること。
※2 … 度は、各年におい… 満たすか常時確認すること（要件を欠いた時点で加算の適用はない）

（参考様式）

特定事業所加算における従業者の総数のうち介護福祉士等の占める割合の算定

3ヶ月用

事業所の常勤職員が勤務すべき1週間の時間数（最低32時間）	

※　32時間未満の事業所にあっては、32時間と入力のこと。

事業所名		

報酬区分	特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算(Ⅱ)

※　いずれかを〇で囲む

従業者職	従業者氏名	従業者資格	常勤・非常勤の別	サービス提供時間数												訪問実績合計				1月平均の勤務時間				各サービス別の常勤換算時間数			
				1月目（　月）				2月目（　月）				3月目（　月）															
				居宅	重度訪問	同行	行動	居宅	重度訪問	同行	行動	居宅	重度訪問	同行	行動	居宅	重度訪問	同行	行動	居宅	重度訪問	同行	行動	居宅	重度訪問	同行	行動
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計																								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※1　「サービス提供時間数」には、1月当たりの担当職員の障害福祉サービスの延べサービス提供時間を入力すること。なお、「居宅」は居宅介護を、「重度訪問」は重度訪問介護を、「同行」は同行援護を、「行動」は行動援護を指す。なお、介護保険の訪問介護時間は含まないこと。
※2　「従業者資格」には、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了、居宅介護従事者要請研修1級課程等と記載のこと。
※3　「常勤・非常勤の別」には、常勤職員（1週間の事業所で定めた勤務時間を勤務する職員）と非常勤職員の別を記載のこと。

1月平均の勤務時間では、3ヶ月分の平均の数値となるが、途中に採用となった者の場合は、当該年度の勤務月数で平均を算定することとなる（計算式を任意で変えること）

① 従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
職員の常勤換算人数	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
介護福祉士の常勤換算人数				
割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

「介護福祉士の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

介護福祉士の割合は30%以上を満たすこと

② 従業者の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程を修了した者及び居宅介護従事者養成研修1級を修了した者の占める割合

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
職員の常勤換算人数	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
資格者の常勤換算人数				
割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

「職員の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

介護福祉士等の資格者の割合は50%を満たすこと

③ 指定居宅介護等のサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供の占める割合

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
サービス提供時間				
うち常勤職員のサービス提供時間数				
割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

「職員の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

常勤職員の提供時間数が40%を満たすこと

④ 同行援護の従業者の総数のうち、同行援護従業者養成研修等を修了した者の占める割合

同行援護	同行援護
職員の常勤換算人数	
研修修了者の常勤換算人数	
割合	#DIV/0!

「研修修了者の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

研修修了者の割合は30%以上を満たすこと

⑤ 同行援護の従業者の総数のうち、盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の総数

	同行援護
職員の常勤換算人数	
当該従業者の常勤換算人数	
割合	#DIV/0!

当該従業者の割合は20%を満たすこと

※1①、②又は③で算定した方法により、いずれかが該当すること。
※2特定事業所加算適用後は、各月において割合を満たすか常時確認すること（要件を欠いた時点で加算の適用はない）

（参考様式）

特定事業所加算における従業者の総数のうち介護福祉士等の占める割合の算定

3ヶ月用

算定例2

事業所の常勤職員が勤務すべき1週間の時間数（最低32時間）	40

運営規程、就業規則等で定めた事業所の常勤職員が勤務すべき1週間の勤務時間数を入力する

◎◎訪問介護事業所

報酬区分	特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）

※ いずれかを〇で囲む

※ 32時間未満の事業所にあっては、32時間と

1月平均を算定する（3ヶ月で除する）なお、途中の採用者に関しては、当該従業者が勤務した期間月数で除すこと

該当する連続する3ヶ月の月を入れること

従業者職	従業者氏名	従業者資格	常勤・非常勤の別	サービス提供時間数 1月目（1月） 居宅	重度訪問	行動	2月目（2月） 居宅	重度訪問	行動	3月目（3月） 居宅	重度訪問	行動	訪問実績合計 居宅	重度訪問	行動	1月平均の 居宅	重度訪問	行動	居宅	重度訪問	行動
サービス提供責任者（介護員兼）	A	介護福祉士	常勤	12	10	13	13	12	9	12	10	12	37	32	34	12	11	11	0.3	0.2	0.2
訪問介護員	B	介護福祉士	常勤	10	21		10	18		12	12		11	51		4	17		0.1	0.4	
訪問介護員	C	障害者ヘルパー1級	常勤	13			15			10			38			13			0.3		
訪問介護員	D	居宅介護従事者養成研修1級	常勤	16			17			18			51			17			0.4		
訪問介護員	E	訪問介護員養成研修1級	非常勤	20						23			71			24			0.6		
訪問介護員	F	訪問介護員養成研修2級	非常勤													15			0.3		
訪問介護員	G	障害者ヘルパー2級	非常勤													14			0.3		
訪問介護員	H	障害者ヘルパー2級	非常勤	12			11			10			33			11			0.2		
訪問介護員	I	障害者ヘルパー2級	非常勤	9			6									6			0.1		
訪問介護員	J	障害者ヘルパー2級	非常勤				12			10			22			11			0.2		
訪問介護員	K	訪問介護員養成研修2級	非常勤							22			22			22			0.5		

3ヶ月で割っている

常勤・非常勤の別を記載する。なお、常勤とは常勤職員が勤務すべき1週間の時間を満たす職員を指す。

勤務期間が2月～3月の2ヶ月なので、2で割っている。

勤務期間が3月の1ヶ月なので、3月の実績をそのまま計上する

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護の従業者の職・氏名を全て記載すること

従業者の資格を明記。なお、1人の従業者で複数の資格を有する場合では、介護福祉士を優先記載すること。
なお、介護保険の訪問看護員養成研修1級課程についても、居宅介護従事者養成研修1級課程と同一の扱いとなる。

介護福祉士の資格を有するのは、A、Bの2名である

介護福祉士、介護職員基礎研修課程、居宅介護従事者養成研修1級修了者は、A、B、C、D、Eの5名である

常勤職員は、A、B、C、Dの4名である。

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護
職員の常勤換算人数	3.3	0.6	0.2
介護福祉士の常勤換算人数	0.4	0.6	0.2
割合	12.1%	100.0%	100.0%

A、Bの居宅介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.3＋0.1＝0.4）

A、Bの重度訪問介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.2＋0.4＝0.6）

Aの行動援護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.2）

「介護福祉士の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

介護福祉士の割合は30%以上を満たすこと

満たさない　満たす

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護
職員の常勤換算人数	3.3	0.6	0.2
資格者の常勤換算人数	1.7	0.6	0.2
割合	51.5%	100.0%	100.0%

A～Eの居宅介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.3＋0.1＋0.3＋0.4＋0.6＝1.7）

A、Bの重度訪問介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.2＋0.4＝0.6）

Aの行動援護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（0.2）

「職員の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

介護福祉士等の資格者の割合は50%を満たすこと

満たす

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護
サービス提供時間	388	83	34
うち常勤職員のサービス提供時間数	137	83	34
割合	35.3%	100.0%	100.0%

A～Dの居宅介護の常勤換算上のサービス提供時間数を入れる（37+11+38+51＝137時間）

A、Bの重度訪問介護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（32+51＝83時間）

Aの行動援護の常勤換算上のサービス提供数を入れる（34時間）

「職員の常勤換算人数」は、上記表と照合して入力のこと

常勤職員の提供時間数が40%を満たすこと

満たさない　満たす

※1①、②又は③で算定した方法により、いずれかが該当すること。
※2特定事業所加算（Ⅱ）の場合は、各月において割合を満たすか常時確認する必要があり、一時点で加算の適用はない）

① 従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合
② 従業者の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程を修了した者及び居宅介護従事者養成研修1級を修了した者の占める割合
③ 指定居宅介護等のサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供の占める割合

のいずれかの要件を満たした場合に、加算要件を満たすものである。

この場合は、①では重度訪問介護、行動援護では加算要件を満たし、居宅介護は要件を満たさない。また③でも同様の結果で居宅介護は要件を満たさない。ただし、②では居宅介護を含めて要件を満たすことから、居宅介護、重度訪問介護、行動援護ともに加算要件を満たす結果となる。